

## 本社機能移転に係る社宅借上げ支援補助金 交付スケジュール

- 社宅借上げ開始
  - ・社宅の借上げは事業開始後でも可
- 交付申請
  - ・補助対象期間の開始日の15日前までに申請
  - ・補助対象期間が2年度に渡る場合、年度毎の申請が必要
- 交付決定
- 事業開始
  - ↓ ・事業開始後1年6ヶ月以内の期間で補助対象期間(1年間)を指定
- 補助対象期間開始
  - ↓ ・月の途中で賃貸借契約の開始又は解除した場合、当該月は対象外
- 実績報告書提出
  - ↓ ・補助対象期間終了後15日以内に提出
  - ↓ ・補助対象期間が2年度に渡る場合、年度毎の提出が必要
- 額の確定
  - ↓
- 請求書提出
  - ↓
- 補助金交付
  - ・一括交付